

## ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付要領

**【交付の対象者】** ※すでに交付を受けている事業者は対象外となります。

**(交付基準対象者)**

- ・ 資本金5,000万円以下で、かつ、従業員数が20人以下の小規模事業者又は個人事業主です。

**(交付基準業種)** すべてにおいて基準を満たしていることが必要です。

- ・ 令和2年6月1日現在でニセコ町内に住所を有する販売店舗若しくは事業所を持ち、1年以上営業を継続※し、今後も1年以上事業を継続できる見込みがある事業者
- ・ 事業所の水道料金、固定資産税又は事務所借上げ家賃を支払っていること

**(例外規定)**

- ・ 令和元年6月2日から同年12月31日までに開業した店舗または事業所で、通年営業の実態が伴った事業者は例外とします。

**(特例措置)**

- ・ 6月1日時点で商工会員である事業者、又は6月1日以降に商工会会員になるようとする事業者に対し、交付要件のうち、資本金額及び従業員数、通年営業の要件を撤廃します。

**(交付をうけられる業種)**

- (1) 宿泊業 ただし、区分所有型ホテルは除く。また、簡易宿泊所及び民泊事業者で、平成30年及び令和元年の年間収入が84万円を下回る事業者は交付対象外となります。
- (2) 飲食店 飲食店のうち移動製造販売車は店舗とみなします。
- (3) 小売業 自宅併用型店舗は対象 ただし、直売所、直売所内販売ブース出店者、無人販売所、観光協会、農業協同組合及びその関係会社、公共的な団体は交付対象外となります。
- (4) アウトドア事業者 ただし、個人ガイド及びフリーランスのガイドは交付対象外となります。
- (5) 食品製造事業者 ただし、兼業で食品製造事業を行っている事業者は交付対象外となります。
- (6) 運送事業者 道路旅客運送業及び道路貨物運送業に限ります。
- (7) 理・美容業
- (8) 葬儀業 独立した店舗を持つことを要件とします。(自宅併用型は可)
- (9) 調剤薬局 独立した店舗を持つことを要件とします。
- (10) 整体業(整体院、鍼灸・マッサージ・整骨院・柔道整復) 自宅等で独立した施術場所が確保されていることを要件とし、出張のみの事業者は交付対

象外となります。

- (11) 保険業 独立した事務所又は店舗があることを要件とします。(自宅は不可)
- (12) 歯科医院 独立した治療場所があることを要件とし、出張・派遣のみは交付対象外となります。
- (13) 動物病院 独立した治療場所があることを要件とし、出張・派遣のみは交付対象外となります。
- (14) 広告業 独立した店舗又は事務所があることを要件とします。(自宅は不可)
- (15) エステティック業 独立した店舗又は事務所があることを要件とします。

#### **(通年営業の考え方) ※**

事業者のうち、1年を通して営業ができない特別な理由がある場合には、休業等理由書(様式第4号)を提出し、町がやむを得ないと判断すれば、交付を受けることができます。例)災害などで、店舗の修繕に時間を要している場合など

- ・ 定休日や年間2か月程度のメンテナンス休業の場合は、休業等理由書(様式第4号)の提出は必要ありません。
- ・ 他の方法で事業を継続しているか、若しくは再開する見込みのあることが明らかの場合も、休業等理由書(様式第4号)の提出は必要ありません。

#### **(申請上の注意点)**

申請は1事業者につき1件となります。ただし、複数店舗若しくは事業所を持つ事業者又は経営する代表者が同一人物である事業者は、系列事業者として1事業者とみなします。経営者が違う場合でも系列会社と判断した場合も1事業者とみなします。ただし、業種、業態が明らかに違う場合は、経営状況に応じて支給する場合があります。

#### **【交付を受けることができない者】**

上記の交付対象となっても、受けられない者

- (1) 令和元年度以前の町税及びニセコ町に納入する公共料金に滞納がある事業者
- (2) 関係する許認可官庁に対して適正な届出していない事業者。また、正当な営業許可等を受けずに、営業を続けている事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員を雇用している、又は構成員と関わりがある者を雇用している事業者
- (4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行っている団体等に所属している者を雇用している、又はその者と関わりがある者を雇用している事業者

**【給付金の額】 150,000円**

**【申請期間】** 令和2年（2020年）8月3日（月）～8月31日（月）

**※申請受付時間は9:00～17:00 土日祝は申請を受付できません。**

**【申請書類】**

- ・ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付申請書（様式第1号または第1号の2）
- ・ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金請求書（様式第2号）

**【添付書類】**

申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- (1) 令和元年分所得税確定申告書又は住民税申告書の写し
- (2) 法人の場合は、法人登記事項証明書の原本
- (3) 事業所の住所を示す書類 ただし、法人登記事項証明書で足りる場合は不要です。
- (4) 通年営業をしていることがわかるもの
- (5) ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における将来に渡って営業を続ける誓約書（様式第3号）
- (6) 食品衛生法・民泊登録証などの許認可の写し
- (7) 休業等理由書（様式第4号）
- (8) 令和元年6月2日から同年12月31日までに開業した店舗又は事業所は、開業日を示す書類及び営業形態が示す書類
- (9) 店舗若しくは事業所の写真 ただし、町の観光ガイドブック等に掲載がある場合は添付の必要はありません。
- (10) ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金事業における町税及び町に納めている公共料金納入調査同意書（様式第5号）
- (11) 給付金請求書（ニセコ町様式第2号）請求書
- (12) 交付金の振込先の通帳若しくはキャッシュカードの写し
- (13) ニセコ町商工会に加入しようとする事業者は、加入申込書の写し（商工会の受付印を押したもの）

※ 申請に際し、町は添付が必要だと判断した書類について、取得若しくは作成して、提出をしていただく場合があります。

**【特例】**

ニセコ町商工会の会員は、第1号から第9号の添付書類の提出は必要ありません。ただし、ニセコ町商工会長の証明をニセコ町商工会で受けてください。証

明がない場合は、商工会会員であっても添付が必要となります。

### 【申請書の取得方法】

- ・ 町のホームページからダウンロードしてください。
- ・ 町役場窓口（商工観光課）又はニセコ町商工会でも様式を取得することが可能です。

### 【交付までの流れ】

申請書の提出（提出期限 8 月 31 日）



内容の審査（審査は随時行います。）



給付金の交付（申請者が指定した口座に振り込みます。）

※ 交付金は確認後、ある程度まとめて適宜支給します。なお、最終の支給は9月末ごろを予定しています。



ニセコ町事業者経営維持・未来支援給付金交付決定通知書（様式第6号）を申請者に通知します。

### 【注意事項】

- ・ 給付金を交付した後、申請の偽り、その他不正の手段により申請者が給付金の交付を受けたことが判明した場合は、当該給付金の交付決定を取消し、交付を受けた人に給付金の返還していただきます。
- ・ 前段で交付を受けることができない者に該当した場合も同様です。
- ・ 必要があると認めるときは、申請者及び関係機関に対し、検査を行うことがあります。

### 【問い合わせ・提出先】

ニセコ町商工観光課観光戦略推進係 担当:三橋・久保・深澤・福村

電話 0136-44-2121 FAX 0136-44-3500

E-mail: kankou@town.niseko.lg.jp